

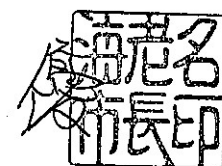


海老名市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月 19 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 31 号

海老名市契約規則の一部を改正する規則

海老名市契約規則（平成15年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第63条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「、これを」を削り、「、自ら」を「自ら」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

第85条第2項、第87条第1項、第88条第2項及び第89条第1項中「支払い」を「支払」に改める。

第90条中「、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に、「支払い」を「支払」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる前払金（中間前払金を除く。以下この条において同じ。）の額は、前払金の総額の10分の25を上限とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



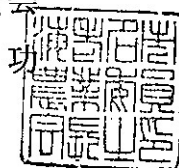
海老名市農業委員会告示第8号

令和7年第8回海老名市農業委員会定例総会を下記のとおり招集する。

令和7年8月19日

海老名市農業委員会

会長 宮 臺



記

1. 日 時 令和7年8月26日（火） 午後1時30分から
2. 場 所 海老名市役所 6階 議員全員協議会室
3. 付議事項
 - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 引き続き農業を行っている旨の証明について
 - (4) 農用地利用集積等促進計画（案）について「貸し借り」
 - (5) 令和8年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について
4. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件

以上